

郵便入札心得 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」周遊にかかる多言語ガイドブック作成業務委託

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議

(目的)

第1条 この心得は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」周遊にかかる多言語ガイドブック作成業務委託 条件付一般競争入札心得」で定めるもののほか、入札に郵便で参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(郵便入札)

第2条 郵便により入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 入札書に記名押印又は署名の上、申し込まなければならない。
- (2) 入札書に記載する日付は、申込日とすること。
- (3) 入札書は封かん（入札書封筒の様式は別紙1）しなければならない。この封筒の表に会社の所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印（裏面割印）しなければならない。
- (4) 1通の入札書を表封筒（様式は別紙2とし、以下「封書」という。）に入れ、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局あて書留郵便で提出しなければならない。

(郵便入札の提出期限)

第3条 郵便による提出期限は、公告で別途定める。

(無効の入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 期限までに到達しない封書。
- (2) 封書が2通以上のとき。
- (3) 入札参加資格届出書を欠くとき。
- (4) 入札書封筒に記名押印がないとき。

(入札書の引換等の禁止)

第5条 一度提出された封書の引換え、変更または取り消しはできない。

(入札の執行)

第6条 郵便で参加した入札者の開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上あるときの落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定することとし、第6条に規定する入札事務に関係のない職員が入札者に代わって行うものとする。

(結果連絡)

第8条 郵便入札参加者には、電話又はファクシミリ又はメールで入札結果を連絡するものとする。

(その他)

第9条 入札説明書等で特に指示した場合、貸与した資料は、入札契約担当職員が指定する日時、場所に返還しなければならない。

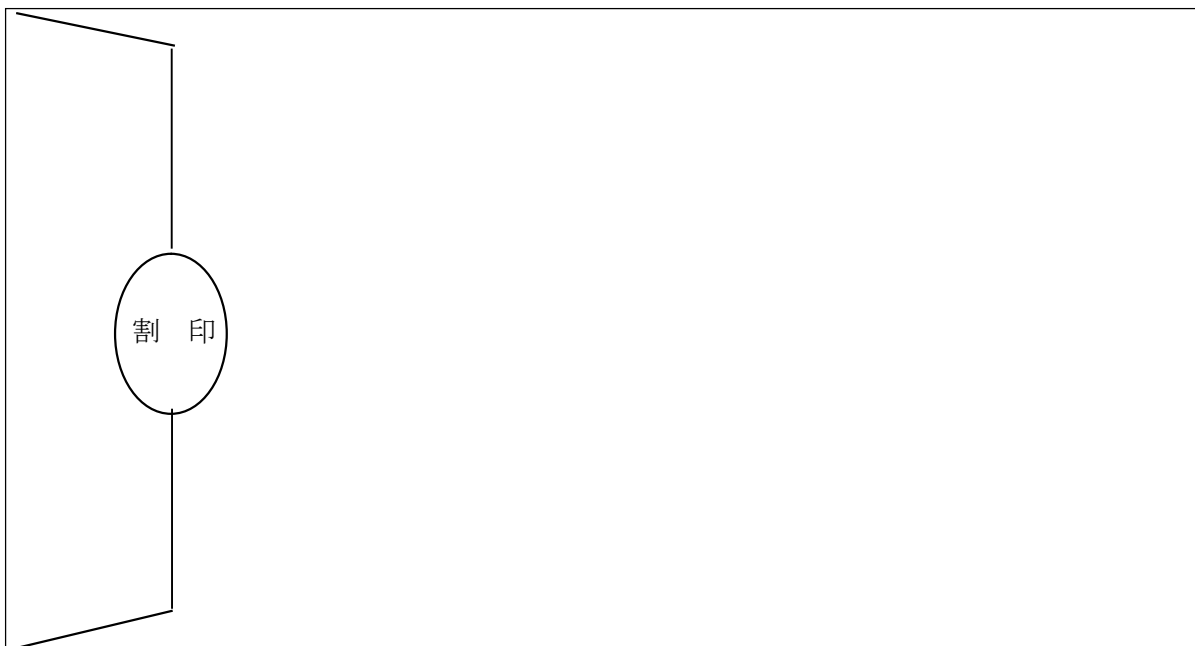
別紙 1

(入札書封筒)

(表)

<h2>入 札 書</h2>	
入札日時	令和3年 月 日
業 務 名	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」周遊にかかる 多言語ガイドブック作成業務
入 札 者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇 印

(裏)



別紙 2

(表封筒)

※〔入札書等在中〕と朱書し、親展で提出すること。

5	5	9	8	5	5	5
大阪市住之江区南港北一丁目十四・十六 大阪府咲洲庁舎三七階 (大阪府府民文化部都市魅力創造局 魅力づくり推進課内)						
百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議事務局 宛						
〔入札書等在中〕						
入札日 令和2年 月 日						
業務名 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」周遊に かかる多言語ガイドブック作成業務						
入札者 ○○○○○○株式会社						